

A・スミス D・リカード J・S・ミルにおける

## 公債に関する理論の展開 I

——古典学派における財政思想 (六)——

箕 浦 格 良

—

A・スミスにありてはイギリスにおける公債の起源及びその発展過程について極めて詳細なる歴史的検討を加へると共にフランスその他の諸外国における公債についてこれが比較検討を行い、つづいて国家の公債による資金の調達の可能性及びその社会経済的要件について詳細に論述している。そうして国家に対する国民の貸付能力及び君主又は国家の経費調達的手段としての公債の地位を論じ租税と公債とを比較検討し、それぞれ国民経済に及ぼす影響について論じている。<sup>(1)</sup> 国家における公債の必要性は国家需要に対して国家収入が之に伴はず不足をきたすときであり国家需要充当の手段たる点において租税と同じであるとなしA・スミスは一国において商工業の発展は国民の奢侈を増大せしむるものである。この商工業における発達による奢侈の増大が君主の消費を増加せしめており従つて又君主の収入は蓄積する余裕を失つてしまうものである。ここにおいて戦争が発生すると戦争

経費調達的手段としては公債によって之に充当することになるのである。そうして公債における政府に対する貸付能力の源泉は商業、工業の発展に伴って商業者、製造業者の富の蓄積を促進することによって可能となるものである。従って又商工業階級より国家に貸付をなす点においてその効果は租税とは異なるものであるという。A・スミスに従へば公債は戦争経費調達的手段として考へられており租税より非生産的なるものと考へるのである。即ちA・スミスによれば国家が平時に節約をしていなければ戦時においては起債することが必要となつてくるものである。戦時においては国家を防衛するために平時における経常費の三倍又は四倍の設備に対する経費が必要となるものである。従って平時における収入に比較して三倍又は四倍の収入を獲得しなければならない必要にせまられるものである。然るに戦争開始に當つて国庫には平時における設備の経常費を支弁するに必要とする以上に貨幣がないときは起債する以外には何等その方法がないのである。このような手段は殆んどあり得ないことであるが国家がその支出の増大に対応してその収入を増加し得るような直接の手段があつたとしてもこの収入を増加し得る源泉は租税であるが租税収入は租税が賦課せられてよりその収入が行はれるまでには期間があるので十個月又は十二個月を経過しなければ国庫に入り始めないであらう。然しながら戦争開始とともに又は戦争開始の直前において陸軍は軍隊を増加し海軍は艦隊を装備し守備隊の駐屯する都市は防衛態勢にはいらなくてはならないがこれ等のものに対して武器、弾薬、食糧とが供給されなければならぬ。即ち危機の発生に伴つて直ちに巨額なる経費の支出がなされるのである。従つて新税を創設し、これによる漸次的なるそうして緩慢なる収入にては適応しないのである。この緊急なるときにおいては国家は起債による以外に方法はないのであると論じて、斯くして戦時においては租税収入の不足により戦争経費調達の便宜的手段として公債によることを認めるのである。そ

うして商業社会は蓋然的なる動機の作用によって政府は貨幣を借受することが必要となるが国民にありても貨幣を貸付する能力とその傾向が発生する。即ち商業社会は普通に貨幣を借受することの必要を伴うが又同時に貨幣を借受することの便宜を伴うものである。商業者、製造業者の多い国家では商業者や製造業者は自己の資本 capital ばかりでなくこれらの人に資金を貸し又は財貨を委託する人のすべての資本が頻繁に往復している。従って商業者、製造業者の多い国家では必然的にこれらの人が適当と考へるならば極めて巨額の貨幣を政府に貸付得る人が多いのである。従って商業国家の国民は貸付能力をもっているといへるのであると述べ<sup>(4)</sup>て国民における公債を負担し得る能力即ち公債による経費調達の可能性についてまたその社会経済的要件について論じているのである。<sup>(5)</sup>そうして司法について規則的なる行政が行はれない国家、国民がその財産の所有に安全を感じない国家、契約の信義が国法によって保障されない国家、国家権力が支払い能力を有するすべての人々に対してその債務の弁済を強制することを規則的に行使せられると考へられていないような国家においては商業、製造業は長く繁栄するものではない。商業、製造業の繁栄する国家にありては政府の正義についてある程度の信認がなければならぬのである。平時において大なる商業者大なる製造業者がその財産の保護をある特定の政府に信託せんとする信認が緊急時に際してその財産の使用をその政府に信託せしむることになるのである。政府に貨幣を貸付することによつてたとへすこしの間でも商業と製造とをいとむべき能力を減退させるものではなく、却つてその能力を増大するものである。国家の必要は多くの場合に政府にその借入条件を貸手に対して極端に有利ならしめるものである。政府が最初の債権者に与へる公債証券は他のいかなる債権者にも之を譲渡し得ることになつてゐる。そうして国家の正義に対する一般的なる信認によつてこれらの公債証券は最初に払込をなしたときの金額より高く一般に市

場において売却できる。即ち政府に貨幣を貸付ることによって商人あるいは貨幣の所有者 *money man* はその営業資本を減少させないで増加するのである。従つて又新しい公債 *loan* の最初の募集に際して政府がこれらの人に参加を許すのは一つの特典とされているのである。故に商業国の国民には貸付傾向又はその意思が生ずるのである。このような商業国家の政府は緊急のときに国民が貸付する能力と意思とに非常に依存する傾向がある。政府は貨幣の借受の便宜のあることを予見して従つて節約の義務をみずからおこたるのであると述べて公債の可能性を認めるのであるが国家が平常において節約の義務を怠るときは平時の行政費のほかには国庫に余裕がなくなるものである。従つて又租税によるとしても急激なる戦争需要に応ずることができないので公債に依存しなければならなくなるとなし公債は専ら戦争経費調達的手段とするのである。かくして A・スミスにありては公共企業に対する公債は重要な地位をしめておらず所謂生産的公債を論じていないのである。このことは爾来批判せられてきたところである。(7) A・スミスは経済的自由の組織を前提として国家活動を限定せんとすることからして、国家行政を以つて国民の生活に干渉し、又国家事業の拡大によって国民の自由なる経済的活動の範囲を縮小せんとすることを排斥するのである。そうして国家の社会的生産に関与する事業を許容しないところからして之に対する所謂生産的公債なるものも之を容認しないのである。(8) そうしてすべての国家活動は経済的には本源的に不生産的の性格をもつものである。殊に戦争が不生産的消費であり、戦争需要によって発生したる公債はすべて不生産的であるとの前提によって之を否定せんとするのである。

(1) A・スミスは *Wealth of Nations, Book V. Chap. III* 即ちその最終章において「公債について」と題して公債理論を展開してゐる。参 *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow*

by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, Oxford, at the Clarendon Press, 1896. (Kelley & Millman, Inc. New York, 1956) の第三部「國家收入に關して」における第三節において「公債に關して」と題して公債理論を展開している。(A. Smith, *Ibid.* pp. 247—251) A・スミスは公債を表わす語として前者は Public debt 後者は stocks を標題とするが、その他 public stock, stock, fund, loan 等が使用せられてゐる。(W. of N., pp. 879—870 & c., Lectures, pp. 247—249 & c.) A・スミスはその著において随所に例えば資本を表現する語として屢々 capital 又は stock を使用する。A・スミスのこの用語の使用別について識者は厳密なる規定なく単に修辭法なりとなし又用語の異なる使用は用語が異なればその内包する概念も異なるという。そのいづれにしても否定するところではないが、資本としての capital と stock の意義については堀經夫監修 増訂新版「經濟思想史辭典」一八六頁に詳細なる解説がある。

(2) A・スミスは「商業の發達と製造業の進歩が行われていなかつた未開社會においては商業と製造業によらなければ獲得できないような高価なる奢侈品はなかつたのである。従つて極めて大なる収入をもつものは、その収入をできるだけ多數の人民を維持するために使用することのはかは費消し享樂する方法がなかつた。(A. Smith, *Ibid.* p. 859 & pp. 385—386.) 一つの時代においても大なる収入は生活必需品の大なる量の支配であるといえるのである。未開の社會においてはこの大なる収入は一般に質素なる食物、粗末なる衣服の原料、穀物、家畜、羊毛、未加工獸皮等の大なる量の必需品にて支払われるのである。そしてこれらの財貨の所有者が自身のために消費する以上のものと交換できる何等かの財貨を商業又は製造業が提供しないかぎり、この所有者はできる限り多くの人々の衣食のために提供することのはかにはこの剰余をいかにようにすることもできない。このような状態のもとにおいては奢侈のない欲待と虚飾のない贈り物は富者と高貴なる人々の主たる支出であつた」(Adam Smith, *Ibid.* p. 859 & p. 391.) となし、奢侈品のために多額の支出をすることを知らなかつた時代においては大なる収入を有する人は節約をなし収入の全部を費消してしまふようなことはなく余財を貯蔵することが一般的であつた。余財を貨幣と交換する機会をもつていたのであるが、その当時は利子の獲得を目的とする高利貸は法律の禁ずるところであり、これによって商業をなすことも体面を汚すとしてなされなかつた。従つて極めて僅かの虚栄品、奢侈品をもとめるの外は貯蔵するのが普通であつたし、又この貯蔵財貨を隠匿することも頻繁に行われたのである。従つて所有者の分明しない財宝の発掘物が極めて多かつたのである。そしてその当時発掘財宝は元首の収入の重要な

部門と考えられていた。(Adam Smith, *Ibid.*, pp. 859—860, & pp. 268—269.) 然しながら現代においてはこの王国において発掘される埋蔵財貨の全部は相当なる土地をもっている個人の収入の重要な部門にも不足するのである。かくの如く商業と製造業が知られていなかった国民においては余財を貯蔵しておくという傾向があったように、一国の元首においても自然的に蓄積のために必要なる極端なる節約をなしていた。その当時は宮廷の裝飾品もはずかしが存在せず軍隊も必要でなかったので元首の経費も少なく元首の収入にも余財を生じた。従つてヨーロッパの往古の元首はすべて財宝をもっていたのである。然るにいろいろの高価なる奢侈品の多い商業国においては大きな財産をもっているものすべてがその収入の大部分を奢侈品の購入に費消するように元首も宮廷の壮麗のために高価なる裝飾品を購入するためその収入の大部分を消費し宮廷の無意味なる盛観をつくりあげるのである。元首がこれらの快樂のためにその収入の大部分を費し、そのために国家の防禦力を大分弱めるといふ惧れがあるがかりに防禦力を弱めるといふようなことがないにしても、この防禦力を支持するに必要とする支出以上のものはこの方面に使用しないと考えられないのである。かくして奢侈がはじまつて元首の支出は平時の収入と同額になつた。そうして蓄積をしようとするようなことは望めないことになつた。従つて緊急のときは戦時特別税 *extraordinary aid* を課さなければならぬのである。(Adam Smith, *Ibid.*, pp. 860—861.) といふ。

\* 水田洋訳 スミス「国富論」世界の大思想 一五(河出書房)には「途方もない援助」と訳されている。(同書三一頁) 大内兵衛譯「國富論」(五) (岩波文庫) には「臨時の御用金」と訳されている。(同書一〇頁)

(3) Adam Smith, *Ibid.*, pp. 861—862.

(4) Adam Smith, *Ibid.*, p. 862.

(5) A・スミスは「未開社会においては極めて大なる商業及び製造業の資本 *capital* というものはなかつたのである。個人はその収入によつて残すことのできた貯金又はその財貨は之を隠匿したのである。このことは政府の主義を信任することをせず、貯蔵している財貨の隠匿していることが知られ、隠匿している場所が発見せられたときは直ちに之が掠奪されることをおそれたからである。かくの如き社会状態のもとにおいては緊急の事態に際して政府に貨幣を貸付得ることのできるものは殆んどいないのである。又政府に貨幣を貸付ようと思ふ人も絶対にならないのである。このような状態では政府は貨幣を借りることはできない。元首は貨幣を借りることがどうしてもできないとわかるときにおいては国家の緊急の事態に備えるために貨幣、財貨を貯蓄しておくかと考へざるを得なくなつてくるものである。この用心が元首の貯蓄に対す

「自然の性質を一層増強するものとある」(Adam Smith, Ibid. p. 863.) 云々。

(6) Adam Smith, Ibid. p. 863.

(7) 井手教授は『スミスにおいては、公債は、戦費財源として、はじめて問題となり得るのである。スミスが軍事公債のみを論じ、他の種類の公債、特に所謂生産公債を問題としない事が屢々批判せられた。(A) しかし平時における租税経済の安定の可能性と必要性とを認めたスミスにとり、軍事公債以外の公債が問題となり得なかつたのは当然である。たとえば国家企業の財源としての公債は、国庫に収入をもたらす意味においては、たしかに生産公債である。しかし、国庫の立場よりも、国民経済的立場を重視したスミスは、国家企業を否定しているが故に、そのための公債が問題とならぬのは明らかである。しからば、スミスが国家活動の一部門として許容した道路、橋梁、運河、港湾等の建設維持のための公債はどうか。小川博士は、この点につき、次の如く、スミスを反駁される——「所が道路、橋梁、運河、港湾等の新設の爲にする公債に至つてはアダム・スミスと雖ども無下に斥くことが出来ない筈である。何となればアダム・スミスの論に従ふも、道路の新設維持はその国の土地及び労働の年々の生産を増すものであるし、又橋梁、運河、港湾等は道路と同じく商業を容易にし、補助する事業であつて、その管理宜しきを得れば其経費を支弁するに足りる位の収入を得ることが出来て、他の一般収入を煩はすに及ばないからである。」(B) しかしスミスによれば、かかる事業のための経費をも含むところの財政支出が政務収入と租税収入とによつて支弁せられ得るし、それが最ものもましいのであるから、公債に依存すべき余地は存しないわけである」(井手文雄著「新版増訂『古典學派の財政論』二八〇頁—二八一頁」とされる。

(A) 同書の引用『たとえば 小川郷太郎「スミスの公債論」を見よ。(『經濟論叢』第十八卷 第一号 三〇〇頁)』  
 (B) 同書の引用「小川博士前掲論文(『經濟論叢』第十八卷 第一号 二九九頁)」

(8) 拙稿「A・スミスとJ・S・ミルにおける租税原則論の展開」古典學派における財政思想(一)——(立命館経済学 第九卷 第六号) 及び拙稿「A・スミスJ・S・ミルにおける国家経費に関する理論の展開」I——古典學派における財政思想(二)——(立命館経済学 第十三卷 第五号)

## 二

A・スミスにありては公債の発行が必要となるのは国家経費がその経常的収入によつて充当することに不足を

きたすときであるが、之を国家活動の経済的本質との関連において観察して国家活動は経済的に何等財貨或は経済的価値を生産することのない非生産的性格のものであるからして従って国家活動に随伴する国家経費についても本質的には非生産的活動に消費せられる非生産的性格のものである。故に公債についても同じく本質的には国家の非生産的活動のために消費せられるところの非生産的性格のものであるとの前提にたつて消極的な理論を展開し遂に国家破産、国家の滅亡の論議にまで発展するのであるがA・スミスにおけるこの公債理論の消極的な理解方法はその後における古典派理論の多くの学者に多少の差異は認められるにせよ概してその方法を支配しているようである。A・スミスによれば「公債によって政府に貸付をなしたる最初の債権者が政府にその貸付をなすとともにその貸付をなしたる資本 capital は資本としての機能によって作用することから収入としての機能によって作用することに転換したものである。換言すれば生産的労働者を維持することから不生産的労働者を維持することに代つたものであり一般に将来の再生産の期待のできないところのそうしてその年内に消費又は浪費さるべきところの年々の生産物の一部となったものである。従って公債はその国の他の資本 capital に追加されて国内資本を増大せしめ偉大なる資本の蓄積となりこれによってその国の商工業が拡大され又は多くの土地が耕作されるし又改良されると主張することは誤りである。政府の債権者はおそらくその貸付したる資本の代りにその価値以上の年金を獲得しこれを以って商工業を経営することになるかも知れない。これからみると新しい資本を手に入れたことになるが即ち又この年金を担保として他人から新しい資本を借りることができ又之を売却して政府に対する債権額又はそれ以上の額の資本を獲得することになるがそれは従来何等かの生産的労働に使用せられていたものであるから一国の社会全体から考へれば新しい資本とはいへない。却って一国の社会は公債によって



資本の一部をなくしたことになる」<sup>(1)</sup>と主張しその本質を明らかにするのである。そうしてA・スミスは「租税収入にして自由なる何等の抵当を提供されていない租税収入によって国家経費を調達するときは個人の収入の一部が一種の不生産的労働を維持するために使用せられていたものを他の種類の不生産的労働を維持するために使用することになるのみである。勿論租税として支払はれるものは之を蓄積して資本となし之を以て生産的労働維持に使用することは不可能なることではない。然しながら多くの場合この大部分は消費せられるものであって不生産的労働維持のために使用せられるものである。即ち租税収入によって国家経費が支弁せられるときは新しき資本の蓄積がいくぶん阻害せられるとしても現存の資本が破壊されるということはあり得ない」<sup>(2)</sup>となし「国家経費が公債によって調達せられるときは一国において従来生産的労働維持のために使用せられていた年々の生産物の一部を不生産的労働維持のために転用するものでありそうして一国にこれまで存在したる資本の一部を破壊することになる。国家の必要経費が公債によって調達せられるときはその必要経費が租税によって調達せられたるときに比較して個人の租税負担は軽くなるのである。従って個人は節約し得る力、その収入の一部を資本として蓄積する力を害する程度が一層少ないにちがいない。従ってその年度内に調達する収入に依って国家経費を支弁する方法よりは公債によって支弁する方法は旧資本を破壊することが一層大であるが又同時に新しい資本の蓄積又は獲得を害することが一層少ないのである」<sup>(3)</sup>と論じかくしてA・スミスは国家活動が本質的に不生産的なるものであり従って又この不生産的國家活動の遂行に必要な経費はすべて不生産的消費と考へ公債は主として既存の資本を吸収し不生産的労働維持のために使用せられる。本来からいえば資本なるものは生産的労働を維持していたものであるが却って社会は公債によって資本の一部をなくしたことになる。従って國家の需要は租税によ

って調達されなければならないと主張しかくしてA・スミスにありては国富の増進、財の生産という立場から公債を否定しているのである。<sup>(4)</sup>

D・リカアドオによれば公債の所有者の資本は之を生産的ならしむものではない。公債の所有者が之を売却して得たるところの資本を生産的に使用することができたとしてもそれは公債を購入したる者が公債の所有者の資本を生産的用途からひきはなすことよつてのみ可能であるとの前提にたつてその公債に関する理論を展開するのである。即ち「一般に信用なるものは資本をしてその有用に使用せられないところをとり去つて之を生産的ならしむる人々の手中に移らしめるのであるからよいものである。それは資本を国債に投資するといふが如きひとり資本家を取つてのみ有用なる用途から之を転じて産業家の手中において生産的ならしめるものである。信用は有ゆる資本の利用を便ならしめものであり如何なる資本も使用せられずにいるといふことはないようになる。」<sup>(5)</sup> B. Say, *Economie Politique*, P. 463, vol. ii. 4th edition.) これはJ・B・セイの見ぞこないにちがいない。公債所有者の資本は決して之を生産的ならしめ得るものではないのである。——それは事実上資本ではないのである。若し公債の所有者がその公債を売却してその代りに獲得した資本を生産的に使用するとすれば公債所有者はその公債購入者の資本を或る生産的用途から引離すことに依つて始めてこのことをなすことができるであらう」と論じて公債の本質を不生産的であると規定する。そうしてD・リカアドオに従へば国家需要を租税によつて充當せしむるときはそれだけ資金を一国の生産的事業から取り去ることになる。従つて一国における経費の節約がなされたとすればその節約のなされた結果は納税者の所得或は資本に加えられる。国民資本の増加は所得からの貯蓄と支出の節約によつてのみ行はれるものであるといふ。即ち「戦争費用に充當するため或は国家の經常費を支

弁するために一国に賦課せられてそうして主として不生産的労働者をやしなうための費用に充当せられる租税はその国の生産的産業から取りたてられるものであって、このような経費を節約することができればその節約されたるものはいずれもみな一般に納税者の資本に附加へられないとしてもその所得には加へられるであろう」となしそうして「一年の戦争経費として起債の方法によって二、〇〇〇万ポンドが調達せられたとき国民の生産資本からとりさられるものはその二、〇〇〇万である」と論じて公債が生産資本によって調達せられることを主張するのである。そうして「この公債の利子の支払いのため租税によって徴収せられる年額一〇〇万ポンドは単に之を支払うものから之を受取るものへ即ち納税者から国の債権者へ移転されるにすぎないのである。ほんとうの経費はその二、〇〇〇万であつてその公債のために支払はなければならない利子ではない。公債の利子が支払はれると否とにかかはらず国家の貧富は変化しないであろう。政府は租税の形態において一時に二、〇〇〇万を調達することはできる。租税による場合は年額一〇〇万の租税を徴収するということは必要ではない。そうして租税によって調達することは取引の本質は変化しないのである。個人は年々一〇〇万ポンドの納付を要求せられる代りに一時に二、〇〇〇万ポンドを納付せられるのである。そうして又この人にとっては寧ろこの二、〇〇〇万ポンドを借りて年々債権者に対する利子として一〇〇万ポンド支払う方が一層多額の金を自己の基金より割愛することよりも便宜であると考えるところでつたとも思はれるのである。一方の場合においてそれはAとBとの間の私的取引である。他の場合には同じくAによって支払はれるべき利子の支払を政府がBに対して保障することである。もしこの取引が私的性質のものであつたとするならばそのことは全然公の帳簿に記録されないし又果してAがBに対してその契約を忠実に履行するか或は年々の一〇〇万ポンドを不当に自己の占有にとどめてしまふかは国の関

与しないところである。国は一個の契約が忠実に履行されることに利害関係を有するものではあるが国富ということから之を見ればこの一〇〇ポンドをA、Bのいずれが最も生産的ならしめるかということ以外には利害関係をもたないものであり国家はその判定を下すべき権利も能力も有しないのである。Aがそれを自己の使用に供するため保留するとすればAは之を無益に浪費し之をBに支払うとすればBはそれをその資本に加へて生産的に使用するということもあり得る。又これとは逆の場合もあり得る。Bはそれを浪費しAはそれを生産的に使用することになるかもわからないのである。富ということより考へればAがそれを支払をなすことが望ましいときもあり又それを支払はないことが望ましいこともあり又このうちのいずれかが尚一層望ましいことであるかもわからない。尚一層大なる利益のための正義と誠実の要求は一層小なる利益のために譲歩させるべき性質のものではない。従つてもしも国家がその干渉をもとめられたとすれば裁判所はAにその契約の履行を命ずることになる。国民によつて保障せられた債務も又これ等の取引と이즈れの点においても異なるものではないのである。正義と誠実は公債の利子が継続して支払はれるべきこと又その資本を一般の利益のために提供した人々が便宜という理由によつてその正当なる要求権の放棄を求められることのないことを要求するものである<sup>(8)</sup>と論じ租税と公債を比較し公債は生産資本を奪うものであるとなし国民経済上における害悪を主張するのである。そうしてD・リカアドオは続けて「このような考へ方は別にしても政治的正直を犠牲にすることによつて得られる政治的利益は確実ではない。国債の利子の支払を免除せられたものが国債の利子の支払を当然にうける権利のあるものがそれを使用することよりも一層生産的に之を使用するとは限らないのである。国債を破棄することによつて或る人の所得は一、〇〇〇ポンドより一、五〇〇ポンドに高められることがあるかも知れないが他の人の所得は一、五〇〇

ポンドから一、〇〇〇ポンドに引下げられることがある。之等二人の所得は現在は一、五〇〇ポンドに上るがその上ったときにおいてもそれ以上ではないであろう。政府の目的が租税を徴収することであつたならばこのいづれの場合においてもまさに同一の課税をすることのできる資本と所得があるはずである。従つて一国を困窮ならしめるものは利子の支払ではなくまた之を救済することのできるのも利子の支払の免除ではない。国民資本を増加せしむるということは所得からの貯蓄と支出の節減とによつて行はれるものである。そうして国債の破棄は所得を増加せしむるものでもなく支出を減少させるものでもない。一国を貧困ならしめるものは政府及び個人の濫費と負債とである。従つて国家や個人の節約を増進せしめんとする方策は少くともいづれもみな一国の困窮を救済することになるであろう。然しほんとうの国民的困難がその社会の当然その負担に當るべき一階級からあらゆる公平の原則よりしてその担当分をこえたものの負担をなしてはならないところの他の階級に移転することので除かれると考へることはあやまりでありそうして迷想である」と論じて公債が発行せられることは国民をして節約をおろそかならしむるものであり、そうして一国を貧困におとし入れるものは政府と個人の浪費と負債であるとなし公債の累積に対して一国を貧困ならしむる要因なることを主張するのである。そうしてD・リカードオは「いままで述べてきたところによつて国家の非常的経費に充当するためには起債という方法によるが一番よい方法であると私が認めていると推論してはならないのである。それはややもすると国民に対して不儉約ならしめるものである。国民をして国民の境涯に対して盲目にする傾向をもつ方法である。一戦争の経費が一ヶ年四、〇〇〇万ポンドであつてこの年額の経費に対して一個人のなさなければならぬ負担分は一〇〇ポンドであると仮定すれば一時にその負担分を求められるときはこの個人は速かにその所得のなから一〇〇ポンド節約すること

に努力するであらう。然しながら起債の方法によれば一〇〇ポンドに対する利子即ち一年五ポンドの支払をもとめられるだけでその支出からこの利子としての五ポンドを節約すれば充分であると考へ自己の富は従来と変化はないという安心で自分自身を欺くものである。国民全体がこのような考へからこのような行動を行ったならば国民はわずかに四、〇〇〇万ポンドの利子としての二〇〇万ポンドを節約するにすぎないのであつて四、〇〇〇万ポンドの資本が生産的に使用せられたときに提供せられる利子又は利潤の全部を失うことになるがそればかりではなく又貯蓄と支出の差額三、八〇〇万ポンドをも失うのである。若し各個人自から借金してその負担分の全額を納付し以て国家の緊急に応じなければならぬとすれば戦争の終了とともに課税はただちに廃止せられ即時に価格の自然状態に復帰するであらう。Aはその経費の負担額を納付するため戦時中Bから借用した金額の利子とその個人の基金からBに対して支払はなければならぬが、これは国民の関与しないところである」と論じかくしてD・リカードは臨時財産税を提案しそうしてこれが經常税の場合の如く国民に対してながく租税負担を課さないよう主張するのである。

J・S・ミルにありては公債についてA・スミス、D・リカードとはその趣の大いに異なるところの見解を展開しているのである。J・S・ミルに従へば「概して租税は所得によって支払はれるものでその一部又は全部は増加した節約によって補填せられるのである。戦争経費その他の不生産的経費のためになされる公債 loan は資本 capital からぬきとられるのである」と前提して公債の本質を展開している。J・S・ミルは先ず国家がその必要経費の調達の手段を租税によらずして公債によって一国の資本の一部を獲得しその公債の利子の支払のみを一般歳入によって行なうという方法によることが果して如何なる程度に許され正当にして良策であるか勿論一時

借入金、短期公債としての大蔵省証券 *exchange bill* は一時的不足の充当の手段であるからここでは論外であるがここには長期公債即ち永久的性質の公債に対する起債換言すれば戦争経費その他の国家の難局のための経費を長期公債によって支弁し之を長期に亘って償還すること又はこの公債を破棄することが如何なる程度に許され正当にして良策であるかとの疑問をみづから設定して之を論及している。<sup>(12)</sup> J・S・ミルによれば「現在投資せられて生産的使用となつてゐるものを引きあげて之を政府に貸付をなし政府の借入金額のすべてがかかる資金によつてゐるものとすれば本年において一国の資本はそれだけ減少したことになるのである。然しながらこの資本のなからぬきとられた金額が極めて多額ではないときは一国の資本はその翌年において回復しないという理由はない。公債は一国の資本のなかで道具、機械及び建築物よりなる部分からはぬきとることはできない。従つて公債は労働者に対する支払に当てられる部分からすべしぬきとられるのである。故に労働者は公債によつて損害をうけることになるであらう。ここに労働者が餓死せず、労働賃金の減少に耐えることができ慈善によつてその窮乏を免れることができるとすれば前年に比して次の年に労働生産物が減少するということはないのであるが労働者が従来と同一量の生産物を生産しておりそうして労働賃金においてはその減少をみるならばこの減少した部分は雇傭主の所得となるのである。従つて一国における資本の破壊は直ちに回復されるのである。然しこれは労働階級の困苦や欠乏によつて之はなされるのである」と公債が労働賃金を圧迫するものであると主張するのである。そうして「富裕でない国家の公債は国内資本によつて調達することができないから主として外国資本によつて充足されるのである。この外国資本は政府の保証より少ない保証では国内にもたらされて投資されることはあり得ない。しかるに富裕にして繁栄せる国の公債は一般に生産的使用よりぬきとられた資源で充足されるのではなく

所得から絶えずつくられてはいる新しい蓄積によって充足される。そうしてしばしば植民地にわたり或は外国にて他の投資がもとめられるはずの新しい蓄積によって充足される。このような場合においては必要経費を公債によって調達するもそのために労働者に損害を与へるといふこともないし一国の産業を攪乱するといふこともない。これはその必要経費を租税によって徴収するよりもはるかに有利である。租税の方法によるときは殊に租税の重いとときは貯蓄され資本に附加されるところのものが大底その支出として支払はれるからである。一国においてその富が年々大いに増加するためその一部を取りさつて不生産的に消費しても資本を減少することもなく或は資本の増加を著しく阻害することがないときは、そうしてこの費消額が国内において資本として使用されるべきものであったとしても労働階級に対する悪い影響は極めて少ない。従つてこの場合は最初仮定した場合に比較して公債の不利なることははるかに少ないのである。<sup>(14)</sup>と論じているが、J・S・ミルは再びつづけてその本質を明らかにしているのである。<sup>(15)</sup>即ち「公債 Loan<sup>(16)</sup> によつてぬきとられた資本が生産のため使用せられていたものであり又は生産のために使用せられなければならなかつた資本であるときはこの用途の転換は労働階級の賃金からその額を奪取することに等しいのである。起債を行いたる結果は同一年度の必要経費を租税によつて充当することとは同一なるものではない。起債は同一年度にその必要なる経費を獲得し主としてその負担を労働階級に課するものである。国家がその必要経費を租税によつて公然と充足するときは公債によつてそれを充足することほど弊害は生ずるものではない。そうして課税及び課税に伴つて発生する弊害は経費を必要とする緊急事態が去ると同時に消滅する。然しながら公債という迂廻したる方法によるときはそのために労働者は損失をうけその損失に対応するものを取得するものは国家ではなく労働雇傭者である。そうして国家は債務を負担するばかりでなく久しき



間利子支払の責任を負担するものである。従つて公債は文明社会における財政手段として最悪のものである」と論じて再びその弊害を強く主張するのであるが然しながら「政府の借入れるところの資本が外国資本にして世界の蓄積の余分をなすものであるときはかかる有害なる結果は生じない。又かかる種類の投資がなければ貯蓄され得ないか又は貯蓄されたとしても不生産的事業に消費されるか国外へ輸出されるところの資本を政府が借入れるときは有害なる結果を生ずるものではない。蓄積が増進して利潤が最終的に又は實際的に最低限度に減少しその割合が資本の増加の停止をきたし又は新しい蓄積が外国へでてゆくときは政府はこの新しい蓄積を年々とりあげてもその国自身において或はおそらく他の国の労働階級の職業又は労働賃金を蚕食することはない。従つてこの限度の公債制度はこの限度をこえなければ絶対、断固とした非難はなく決定せられるであらう。望まれることは或一定の年数において、例へば最近の大戦[*i. e.* 1793—1815]の間その限界をこえたか否かを決定する指数 *index* <sup>(18)</sup> である」<sup>(19)</sup>と論じて原則として公債を否定するもこのような特定の場合には公債は有害なる結果を生ずるものではないと論ずるのである。そうして政府はその公債の作用によつて利潤の率が増進したかということが確實にして明白な指数をなすのである。公債が蓄積されなかつた資本又は蓄積されたとしても一国内にては使用されなかつた資本を吸収したるときはこの政府が吸収し使用したる資本は現存の利潤の率にては使用することが発見できなかったものである。公債がこの余剰より多く吸収しない限りはこの公債の利潤の率の下落の傾向を防止するものである。しかし利潤の率を騰貴するものではないと主張するのである。<sup>(20)</sup>そうして J・S・ミルは尚つづけて公債が多額の資本を吸収することによつて利潤の騰貴が生じたとすればこの結果は労働賃金の低下によつて生じ得るものではなからうか戦争の間利潤を高く保つたのは一国の資本が公債によつて引き去られたためではなくして産業

上の改良の急速なる進歩によるものであると論ずるものがあるであろう。これは確かに事実であり、この事実によって労働階級の困窮は軽減し採用せられた公債政策の弊害は減少するのであってこれは疑のないところである。然し本質的に矛盾している。これらの産業上の大いなる改良が資本の尚一層大なる額に対する余地を作ったのである。そうしてこれは政府は年々の蓄積の大部分を使い果したのである。その当時資本の増加を防ぐことはできなかったが資本の増加が一時妨げられた。戦争中は生産的労働者の間の分配を減少したことはたしかである。もしも政府が公債によってこの資本を取り上げることとせずこの資本を労働者に達せしめその必要とするところの国家経費を労働階級における直接税によって調達したとすれば徴税費と不便を除いてあらゆる点において実に同じ経済上の効果が発生するのである。後になって債務 *debt* がのこされるということが異っているだけである。

従って現実にとられる方向はその年内に国家経費を調達しようとするところの最悪の方法よりも更に悪いのである。そうしてこれは非常に必要なるときに限り採用すべきである。租税による巨大な年総額の調達が憎悪又は脱税のために不可能なるときに限り行うべきものである<sup>(21)</sup>と論じて公債が経済的に有害なる効果をもたらさない若干の場合を認めるも本質的に公債の弊害を強く主張し公債による国家経費の調達を限定せんとしているのである。公債がその国の資本の過剰又はもしも資本の過剰をうけないときに持場のないところのこれらの資本蓄積に限定せられるときは公債は少くともこの重大な非難をうけることはない。このような公債はその当時においていずれも利子の支払いによることを除き窮乏にすることはない。そうしてその支出の期間の間労働階級に利益を与へることすらあるであろう。たとへば陸海軍人等の如く直接に労働を購入して之を使用することでありこの資金は他の場合には全くその国より立ち去ったであろうところのものである。然しながらこの場合問題は一般にすべての場合に

考へられるところのもの即ち大なる犠牲を直ちに又はその少しのものをいつまでも長びかせるかを選択することである。この命題は一国の国民又は個人の慎慮の教へるものと同じ行為即ち一国はできるだけ即時の欠乏にしたがい、苦痛にたへがたいときは一国の将来の所得を抵当として充当すべきである。現在の国家経費は現在の資力によって充当し将来はそれに対して充当すべき必要なものをそれ自らもっているという卓越した箴言がある。他方において富の増加しつつある国においては国家経費は資本又は人口の増加と同じ割合に増加するものではない。従つて国民の負担を感じる程度は段々と少くなるのである。そうして国家の臨時的経費も支出すれば後の世代にたいしては利益のあるものである。この経費を最初支出する時代の努力と犠牲によってその金額を支払うことが困難なるときはその一部を後の世代が支払うことにおいて不当ではないという考慮がとられることは勿論理由のあることである<sup>22)</sup>と論ずるのである。

要するにJ・S・ミルによれば国家の臨時的経費を公債にによって充当することの可否を論じ国家の臨時的経費の充當については一般的経費の節約によることが最も適當であるとなし公債が発行せられることは流動資本殊に生産的労働の雇傭にあてられるべき資本部分を縮少することになり労働の雇傭を減少することのおそれがある。又労働賃金を低下せしむることがあつて労働者にとっては不利なる影響を及ぼすことが多いものであるが公債を發行することについて一国内において過剰となりたる遊休資本によってその応募が行はれ又は外国資本によって応募せられるときは労働者を圧迫し労働者に対して不利なる結果を来すことはないといふのである。公債が生産資本によって応募せられるときは資本市場を圧迫することになり市場利率を騰貴せしむることになる。然し公債が外国資本によって応募せられ又一国内における過剰資本によって応募せられるときはかかる結果をきたすも

のではないと論ずるのである。公債における募集の対象をなすものが一国内における産業資金に向けられるときは最悪の財政手段であるとされるが公債が外国資本又は一国内における過剰資本によって供給せられるときはその弊害は認められないのである。そうして一国内において産業資本となるべきものが公債の発行によって吸収せられるか否かは起債によって利子が騰貴するか否かによって測定せられるものである。従って公債の可能性は富の増加がなされつつある国においては国富が増大すればそれだけ公債の負担は軽くなるものであるから、臨時的経費の調達的手段としてその額が適当である限りにおいて承認されるのである。そうして J・S・ミルは公債の利子の支払いについては之は単なる資本の移転にすぎないものであって国家の損失とはならないものと考へてゐるようである。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 877.

Charles J. Bullock, *Selected Readings in Public Finance*, 3rd ed. pp. 833—839.

Alfred G. Buchler, *Public Finance*, 3rd ed. 2nd imp. pp. 704—705.

神戸正雄著「財政學大要」四四一頁—四四五頁

神戸正雄著「財政學講義」四二六頁—四三二頁

永田 清著「財政學の展開」四五七頁—四六二頁

高木壽一著「近世財政思想史」一三二頁—一四一頁

(2) Adam Smith, *Ibid.* pp. 877—878.

Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, Oxford, at the Clarendon Press, 1896. pp. 247—248 の註に「(1) 抵當化された税金なわち基金 (fund, 原文は片仮名に「振仮名」の「て」the funds) とは元來ただある税の合計額を意味するにすぎなかつた。(2) すなわち抵當化された基金 mortgaged funds か

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開(箕浦)

七九(三四七)

らの永久年金に對する、公債所有者(stock holder 原文は片仮名にて振仮名)の請求權は、彼から借入れた元金の返済によつて消滅せしめられる。早期の基金の詳細な説明は、W. of N. bk. 5. ch. 3. vol. 2. pp. 513—517. [mod. lib. pp. 865—869, 改造文庫下巻四四九—四六一頁、岩波文庫五卷二〇—三〇頁]にある。(高島善哉 水田洋譯 アダムスミス「グラスゴウ大學講義」四四五頁)とされている。

『抵当に供されていない租稅收入とは、公債利子の抵当となつていない租稅收入を意味する。』「平和が回復されても、戰爭中彼等に課せられた大部分の租稅が免除されるやうなことは、実に稀れである。それは戰爭遂行のために起された公債の利子の抵当となつてゐる。」とスミスは述べてゐる。(Adam Smith, Ibid. p. 872. 井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」二九三頁)

(3) Adam Smith, Ibid. p. 878.

(4) A. スミスが公債を非難するのは「第一に、それ戦費としてまったく非生産的に使われること、第二に、それが租稅の過重化という弊害を生むことに基つてゐる。しかし今日の立場から批判的にいえば、これらのことは必ずしも公債に固有の性質ではなく、公債は戦争だけでなく、生産的投資にもあてられるし、また資本へ食い込むだけでなく、逆に遊休資本を生きた資本に転嫁することもできる。」(高島善哉著 原典解説 スミス「國富論」—政策篇—一七六頁—一七七頁 又は高島善哉編集 スミス「國富論講義」5 五七頁—三六九頁)「戦争その他の不生産的経費は實際の例によるとその額の多額なる年はしばしば外見上は極めて繁栄した年となつてゐる。即ち國富及び資源はその間に極めて増大しおとろへないで、その後も益々増大したのである。例えばこの前の長期に亘る戦争中のイギリスの如くである。この事實によつて根柢のない経済学説が発生し信用されたのである。従つて生産的支出を犠牲にすることを顧慮しないで不生産的消費に傾倒したのである。かくして一國の生産的資源は異常に流出したのであるがその結果は思ったよりは悪くはなかつた。」(John Stuart Mill, Ibid. p. 76)「スミスの心配したイギリスの公債は、國富論の出版後しだいに増加して、産業革命が終了した十九世紀の初期には巨大な額に上つたにもかかわらず、イギリスの産業はますます繁栄していったことを思い起せばよい。それにもかかわらずスミスが、公債に對してまったく否定的であつたのは、第一に、國家の經濟的能力を低く評価したこと、第二に、當時の公債制度の实情と、第三に、當時の公債所有者の实体(地主と商工業の關係)とに基づくものと思われるが、第二、第三の点については別に詳しい考察を必要とするであらう。」(高島善哉著 同書 一七七頁又は高

島善哉編集 同書 五七頁―五八頁 三六九頁―三七〇頁)

K・ディテヘル (Karl Dietzel, Das System der Staatsanleihen im Zusammenhang der Volkswirtschaft betrachtet, 1855) は従来より政府経済を一般国民経済より切り離して考えてきた結果政府経済は政府において使用する一切のものは一般国民経済より奪い去ると考えられていた。そうして生産性、不生産性という概念に立脚して政府の消費はすべて生産的であるという原則が導きだされるのである。これは従来より公債は主として戦争のために起債がなされたということ、殊にイギリスの公債は戦争によって生じたということから公債が不生産的消費を可能ならしめたということが公債に対する非難の根拠である。即ち公債に対する反対の論拠は戦争消費の不生産性ということであるが、それは従来より公債は戦争需要の充足のために利用されているからで、戦争が避け得られるものとの推定によっているが、これは錯覚をおこしているのである。これを経済的に見れば戦争は破壊的自然的現象と同じもので現実の事情及び諸力の結果によるものである。事情及び諸力は経済に与えられた条件であり、これらの条件をその性質にしたがって有用或は無害にするかということが経済である。防禦のための戦争は国富が保持され、生産的労働の平穏なる遂行が確保せられる。破壊され、生産されることのないすべての財貨が戦争の協力によって生産されたものと認められる。戦争が国民経済に対して不当なる負担を与え生産物を破壊すると考えるのは当を得ていない。戦争経費は国民経済における一般的生産費に属するものである。戦争経費の調達には国民経済に与える不利益を可能なる限り少くすべきであるが、これは公債によって実現されるのである。公債はやむを得ざる臨時費充当の手段であるから、国家信用によって資本を調達することは緊急の時の例外的手段であり、やむを得ない害悪であるからできるだけ之を避けるべきであるとなして国家信用を非難する。然し国家信用及び国家信用制度の組織的なる使用は近代における経済の大なる特徴である。国家信用は国民がその目的達成のため使用する物的手段となり、国民の肉体的、精神的幸福を可能ならしめたものであるという。

Charles J. Bullock, Selected Readings in Public Finance, 3rd ed. 1924, pp. 27—31 & pp. 844—851.

Alfred G. Buehler, Public Finance, 3rd ed. 1948, pp. 123, 703.

Walther Lotz, Finanzwissenschaft, s. 861.

神戸正雄著「財政學講義」四二二頁―四二四頁 神戸正雄著「財政學大綱」四三五頁―四四〇頁

高木壽一著「近世財政思想史」第十四章 カアル・ディツェルの生産説 二六三頁―二七四頁

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開(箕浦) 八一(三四九)

永田 清著「財政學の展開」四六九頁―四七三頁

島 恭彦「ディーチェル公債論の發展」(經濟論叢四一ノ一)

花戸龍藏「公債乎租稅乎」(國民經濟雜誌 第四十一卷 第四号)

エー・ブレーゲリは「アダム・スミスは國民經濟におよぼす國債の破滅的な影響をもつとはつきりと強調した。スミスは、國債を、国内の現存資本に追加され、工業、商業および農業の發展をもたらす巨大な資本と考えたフランスの經濟學者ピントを批判して、國債はけつして追加的資本ではなく、反対に、国内に現存する資本からの控除であり、社会的労働と物的資源の非生産的な浪費をもたらす、と指摘した。」「國債によつて國家支出をまかなうことを、スミスは国内の既存資本の廃棄であると考えた。スミスはこれにもとづいて、國債は「ヨーロッパのすべての大國を圧しており、そしていつかはついにそれを亡ぼすにいたるだろう」(Adam Smith, Ibid. p. 863 筆者註)と指摘しながら、國債の増大に非常につよく反対した。ブルジョア古典經濟学の完成者であるリカードもまた、國債を非常な害悪、國民資本を浪費する要因と見なしている。リカードは、國家支出をまかなうさまざまな方法を比較しながら、租稅が決定的にすぐれていることを主張し、國債を非難した。彼の意見によれば、租稅が國債よりもすぐれているのは、なによりもつぎの点にある。軍事支出を租稅によつてまかなうばあいには、住民は、戦争の重圧をすぐに、軽減されることなしに感じるの、國家は戦争をしたがらず、戦争がはじまっても、急速にやめようとする。ところが、軍事支出を國債でまかなうばあいには、住民は戦争の重圧をすぐには感ぜず、國家は長期の紛争にまぎこまれやすい。リカードの意見によれば、租稅は、このように政治的にすぐれた点をもっているほかに、經濟的にも國債よりも非常にすぐれた点をもっている。というのは、租稅は國民所得から支払われるが、國債は國民資本の一部を食いつくし、國民所得の減少をもたらすからである。このことから出發して、リカードは國債――「これまでに國民を圧迫するために發明されたものうちの、もつともおそろしい災難のひとつ」――をすみやかに消滅することを主張した」(山田茂勝訳 エー・ブレーゲリ著「租稅・公債・インフレーション」―帝國主義に奉仕する―上巻 二四九頁―二五〇頁)とA・スミス、D・リカードの公債に関する理論を解説し、ついで「ブルジョア古典經濟学が國債にたいして、はつきり否定的な態度をとつたのにたいして、一九世紀の俗流ブルジョア經濟學者のうちには、すでに國家信用の弁護論者がいた。すでに一九世紀のなかごろに、ドイツの經濟學者、ディーツェルはこの役割を演じた。彼の著書『國民經濟との関連からみた國債制度』は、國債を、社會の經濟的發展によい影響

をおよぼしているかのように、手はなしで称讃した。ディーツェルは国家信用を「國家の發展の新しい時代における祝福された制度」のひとつであるといっている。彼の言葉によれば、国家信用によって、私的資本が社会的經濟にひきわたされ、そこでより有益につかわれ、その結果、国民資本の全体の生産性が増大する。ディーツェルは國債を称讃して、國債は、國民の富がふえ、國民經濟が繁榮する源泉である、とまでいっている。彼の言葉によれば「……國債は、國民經濟の強力な發展のための最大のものである」(K. Dietzel, a. a. O. S. 140 筆者註)と K・ディーツェルの生産説を照会し、「しかしながら、国家信用にたいするこのような見解は、独占段階以前の資本主義の時代のブルジョア經濟学にとつては、典型的なものではなかった。この時代のブルジョア經濟学者の多くは、國債の増大をマイナスの現象と考えた。ところが、ブルジョア經濟学で國債の弁護論が、ひろくおこなわれている今日では、事態はまったくちがっている。ブルジョア經濟学における見解のこのような変化は、資本主義体制の全般的危機と、これとむすびついた、資本主義の腐朽の極端なつよまりおよび資本主義のすべての矛盾の激化とを、その經濟的な根底としている。資本主義の歴史において、國債が、資本主義の全般的危機の時代のように、おどろくべき規模に達した時はなかった。國債のこの増大は、……主として軍国主義、軍拡競争、世界戦争の準備と遂行によつてひきおこされたものである。戦争と國民經濟の軍事化が資本主義的独占体に最大限利潤を確保するもっとも重要な手段のひとつであるかぎり、独占ブルジョアジーは、國債にたいする原則的な反対者ではありえない。独占ブルジョアジーの理論的な従僕が、國債を弁護するための「諸概念」をつくりだしているのも、この理由による。しかし、彼等は自分たちの學說の階級的な本質を、國債の「有益な」國民經濟的役割についてのえせ科學的な論議の仮面のもとに、かくそうとひたすら努力している」(山田茂勝訳 前掲書 二五二頁—二五三頁)と述べている。

- (46) David Ricardo, *On the principles of political economy and taxation*, 1817. Everyman's Library edited by Ernest Prys, p. 164 D・リカードはこの第十七章において「原生物以外の諸貨物に対する租税」なる項目のもとに戦時税及び公債について論じている。尚減債基金については *The Encyclopedia Britannica 1820* の増補の中に *Essay on the Funding System* という一文を掲げて臨時財産税とともに減債基金制度を詳論してその欠陥を明らかにしている。邦訳は井手文雄訳「リカード公債論」があり、なほ井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」(三二七頁—四二二頁)に「リカードの減債基金論」なる標題のもとに詳論せられている。

(47) D. Ricardo, *Ibid.* pp. 160—161.



- (7) D. Ricardo, *Ibid.* p. 161.
- (8) D. Ricardo, *Ibid.* pp. 161—162.
- (9) D. Ricardo, *Ibid.* p. 162.
- (10) D. Ricardo, *Ibid.* pp. 162—163
- (11) J. S. Mill, *Principles of political Economy*, p. 76.
- (12) J. S. Mill, *Ibid.* p. 873.
- (13) J. S. Mill, *Ibid.* p. 76.
- (14) J. S. Mill, *Ibid.* p. 78.

「政府の不生産的経費として臨時に必要な財源は之を公債 loan によって調達し、その公債の利子の支払は租税によって行うことにするか或は又この必要経費はすべて租税によって徴収すること即ちその経費の全額をその年度内に調達するかの問題が論議されている。国家がその必要なる経費をその年度内に強制的に要求することは不可能或は極めて不便なることを要求することでありこの必要なる経費の全額を国民がその年度の所得より租税として納付することは極めて困難である。従つて一度に大きな犠牲を払はせることよりは寧ろ公債の利子として年々少額づつ納税せしむることが遙かに優つてゐるというのが通説である。チャーマズ Dr. Chalmers はこのいづれの場合にも同じく犠牲は払はれるものである。すべて支出は年々の所得からであるものである。一国において生産される富はいずれも何びとかの年間の収入であるか又はこの収入に助けとなるものである。国家の必要経費を租税によって調達するときは窮乏をきたすことにまちがいはない。然しながら公債によつてこれが調達せられる場合でもこの窮乏は免れることはできない。公債の場合にはその負担能力の最も少ない、それを負担せなければならぬ理由の最も少ない労働階級に主としてその損害がおちてくるのである。そうして公債の場合にはその永久の利子支払のためになく租税を徴収しなければならぬ。このために生ずる物質的、精神的 moral 政治的なる不便はすべて純然と損失である。すべて資本が生産からぬきとられ又は生産に提供されるべき基金のなかからぬきとられて之を国家に貸与せられて之が不生産的に消費される場合にはその金額はみな労働階級の受けとるべきものを差止められたものである。故に実際には公債はその年内に償還されたと同じ結果である。この償還に払はれる犠牲はすべてそのときに払はれているのである。単にこの償還は妥当でないものに対して行はれるから債務はながく消滅し

ないのである。そうしてこの償還は最悪の租税によって即ち労働階級のみを負担に帰する租税によって行はれるものである。このような最も苦痛の多い極めて不正なる方法によって国家はその債務の消却に必要な努力をつづけて、尚債務よりぬききれずその利子の支払を続けていかなければならないと論じている。J・S・ミルはこれについてもし公債によって吸収せられる価値が一国の中の生産的産業において使用せられる限りにおいてこれらの見解は正当なるものであるが、然しながら実際にはこの仮定に正確に適合しないのである」(J・S・Mill, *Ibid.* pp. 77—78) という。J・S・ミルは「戦争は生産的雇用から資本をぬき去るばかりでなく労働者もぬき去るものである。そうして生産的労働者の報酬からぬきとられた資源のうちで同じ個人或は他の個人に対してそのいくらかのものが不生産労働の報酬として使用せられる。戦争はこのような効果を有するものであって従ってその限りにおいて戦争経費はチャームズの指摘されたところとは正反対の作用をするものである。そうして本文に述べた効果を相殺するものである。労働者が生産から陸軍・海軍の兵隊としてとられる限りにおいて戦争経費によって労働階級は損害をうけない。資本家は利益がない。そうして一国の総生産高は減少する。従ってチャームズの学説はイギリスにおいては真実であるが事情を異にした国、たとへばナポレオン戦争中のフランスについては全くあてはまらないのである。その時代においては長年の間フランスの労働人口がぬきとられ、戦争を支持してきた基金はフランスの武力をもつて占領した地方に課した軍税 *contribution* が大部分であった。フランス資本の構成してきた基金はフランスの武力をもつて占領した地方に課した軍税 *contribution* が大部分であった。フランス資本の構成しては極めて小さな割合であった。従ってフランスの労働賃金は下落せず却って騰貴し、労働の雇用者は利益がなく損失をした。この国の富は生産的労働者の甚大な中絶又は全滅によって減少したのである。イギリスにおいてはすべてこれとは反対であった。イギリスはそれ自身の陸海軍人を使用することが少なかったが、幾億の資本を生産的使用から転じて軍需品を供給し大陸同盟国の軍隊を支持したのである。その結果はイギリスの労働者は苦しみイギリスの資本家は繁栄しイギリスの永久的生産的資源は欠乏しなかったのである。」(J・S・Mill, *Ibid.* p. 77)

(15) J・S・ミルはその *Principles of political economy* における Book I Production の Chap. V §8(J・S・Mill, *Ibid.* pp. 76—79) において「公債 *loan* による国家経費の益の效果」(同書 日次の標題) を論じ、再び Book V On the influence of government Chap. VII (J・S・Mill, *Ibid.* pp. 872—880) において之を詳論してゐる。

(16) J・S・Mill, *Ibid.* B・V, C・VII に掲げる標題には *Of a national debt* と表現し本文には *loan* が用いられている。尚註 (15) の如く B・I, C・V §8 には本文に *loan* が用いられてゐる。

(17) J. S. Mill, *Ibid.* pp. 873—874.

(18) 戸田正雄譯「經濟學原理」5 には標準と訳されている。（同書 一三六頁）

(19) J. S. Mill, *Ibid.* p. 874.

(20) J. S. Mill, *Ibid.* p. 874.

J. S. Mill は公債の利潤の率はフランス戦争の間最も異常な度合に騰貴した。これは通常の生産的投資の手段をもつ資本を政府が競争者として吸収したことによるものである。政府が国内において生産的に使用せられるところの資本のみならず生産的に使用せられなければならなかった資本をとりあげたことによるものである。従って従来より又それ以後よりも公債の利潤の率が騰貴したのであるがそれだけ公債は弊害をもたらしたということが出来る。利益が増加するから利潤が騰貴すると論ずるものがあるも私はこれを強めることこそするが弱めるものではないと答へると説明している。（J. S. Mill, *Ibid.* pp. 874—875.）

(21) J. S. Mill, *Ibid.* p. 875.

(22) J. S. Mill, *Ibid.* pp. 875—876.